

第二次いわき市 子ども・子育て支援事業計画 -骨子案-

第1章 計画の概要

1 計画期間・対象

- ◆ 計画期間：令和2年度から令和6年度（5か年）
- ◆ 対象者：概ね 18 歳未満の子どもとその家庭

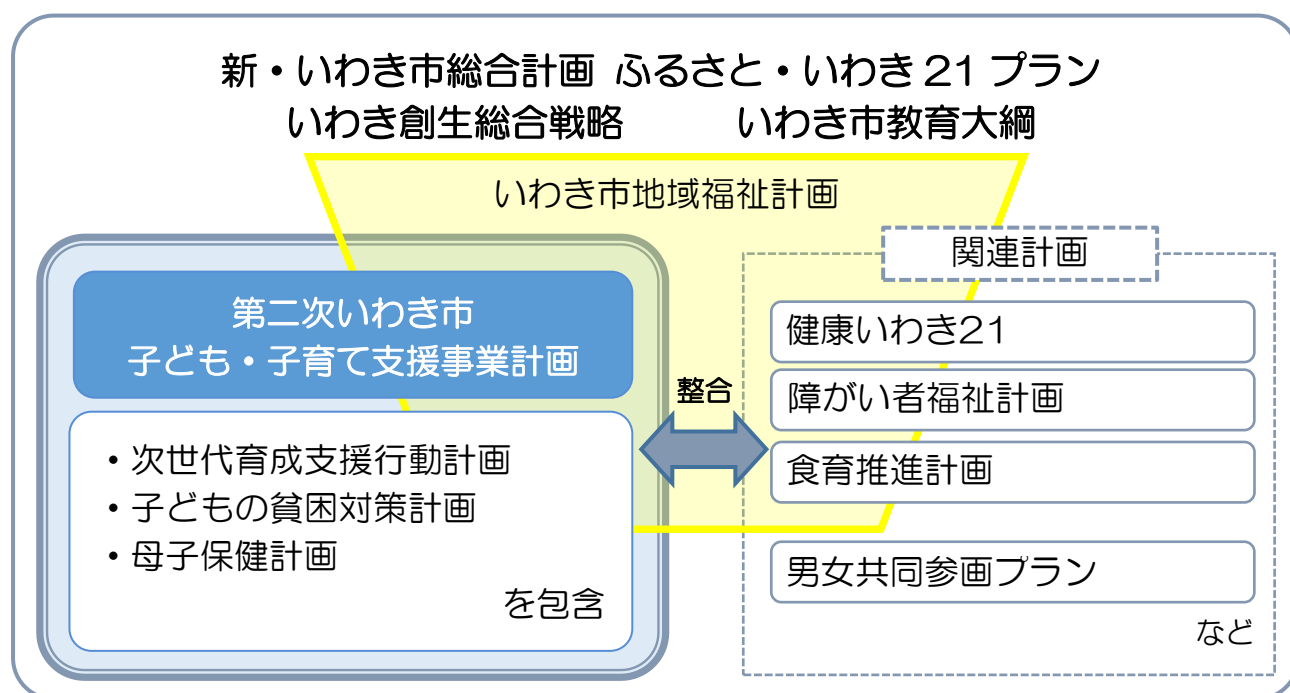
2 計画の位置づけ

現計画の見直しによる第二次計画とする。

- ◆ 子ども・子育て支援法（以下「法」）に基づく法定計画として策定すること
- ◆ 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画として策定すること
- ◆ 思春期の保健対策等を加えた母子保健計画を包含すること

→ 今回の見直しにより、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、「子どもの貧困対策計画」としての性格を加える

【計画の位置づけ】



第2章 現状と課題

1 子ども・子育てをめぐる現状

- ◆ 各種統計結果等を基に把握
 - ・ 児童人口の減が総人口の減を上回っており、少子高齢化が一層進行
 - ・ 児童数が減少する反面、保育所等の利用者数・利用率は上昇傾向
 - ・ 児童虐待や子どもの貧困問題などが顕在化 など
- ◆ 潜在ニーズ等を把握するためのアンケート調査を基に把握
 - ・ 子育てに不安などを感じている保護者が比較的多い（H26 調査時と同程度）
 - ・ （子どもの生活実態調査の結果から加筆） など

2 子ども・子育てをめぐる課題

（1）現計画の総括について

- ◆ 法に定められた 13 事業はすべて着手。基本目標、基本施策に掲げた取組みを計画的かつ着実に推進
 - ・ 母子保健及び子育てコンシェルジュによる相談体制を整備
 - ・ 認定こども園の認可や放課後児童クラブの整備等を推進
 - ・ 妊産婦健康診査事業や産後ケア事業等を拡充
 - ・ 学校、幼稚園、保育所、子どもの遊び場や道路側溝等の除染 など

（2）現計画の総括を踏まえた課題

- ・ 少子高齢化や核家族化など、社会情勢等の変化などにより増加している子育ての負担感や不安感の軽減を図ること
- ・ 子育て世帯のニーズに対応する的確な情報提供を行うこと
- ・ 保育需要の増加や多様化に対応した保育環境を整備すること
- ・ 児童虐待や子どもの貧困などの様々な課題に対応すること など

第3章 基本方針

1 基本理念

○ 基 本 理 念 ○

文言は今後検討

【考え方】

．．．．．

2 基本目標

基本目標Ⅰ

安心して子どもを産み育てるために

相談体制の充実など、安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備に取り組めます。

多様なニーズに対応できる教育・保育環境の整備など、就労と子育ての両立の支援に取り組めます。

基本目標Ⅱ

子どもが健やかに育まれるために

子どもの権利が守られ、自分を大切にすることを育むことができる環境づくりや、子どもの健康、疾病の予防、生活習慣の基礎づくりなどに取り組めます。

様々な体験や人との関わりなどを通じて「生きる力」を高めるための豊かな学びの土壌づくりに取り組めます。

基本目標Ⅲ

支援を必要とする子どもとその家庭のために

きめ細かな相談対応や継続的な支援を行うとともに、関係機関と連携し、児童虐待の防止や子どもの貧困対策などに取り組めます。

ひとり親家庭等の負担軽減を図るなど、配慮が必要な家庭を支え、安心して子育てができる環境づくりに取り組めます。

基本目標Ⅳ

子育てを地域全体で支えるために

地域住民の多くが子育てへの関心・理解を深め、地域における様々な主体が連携しながら、地域全体で子どもを守り、育てる環境づくりに取り組めます。

3 施策の体系

基本目標

基本施策

I 安心して子どもを産み育てるために

I-1
安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備

I-2
就労と子育ての両立支援

II 子どもが健やかに育まれるために

II-1
健やかな心が育まれるための支援

II-2
子どもが健康に育つための支援

II-3
切れ目のない療育支援

II-4
確かな人間力を育む教育の推進

III 支援を必要とする子どもとその家庭のために

III-1
児童虐待防止対策の推進

III-2
子どもの貧困対策の推進

III-3
ひとり親家庭等への支援

IV 子育てを地域全体で支えるために

IV-1
共創による子育て支援

IV-2
子育て支援に関わる人材の育成

第4章 子ども・子育て支援施策

基本目標Ⅰ 安心して子どもを産み育てるために

I-1 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備

◇ 相談体制・情報提供の充実

[主な取組み]

- ・ 母子保健及び子育てコンシェルジュ等による相談体制の充実
- ・ 子育て親子の交流・相談を行う地域子育て支援拠点事業の実施
- ・ 子育て支援アプリ等による情報発信

◇ 妊娠・出産への支援

[主な取組み]

- ・ 妊産婦健診事業
- ・ いわきっ子健やか訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）
- ・ 不妊治療費助成事業

◇ 安心して子育てできる生活環境の整備

[主な取組み]

- ・ 三世代同居・近居支援事業
- ・ 赤ちゃんの駅事業
- ・ 都市公園等における遊具の点検・改修

I-2 就労と子育ての両立支援

◇ 多様な教育・保育環境の整備

[主な取り組み]

- ・ 延長保育事業、一時預かり事業
- ・ 病児・病後児保育事業
- ・ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

◇ 子育てしやすい雇用環境の整備

[主な取り組み]

- ・ 女性活躍推進企業の認証やイクボス宣言企業の支援
- ・ 育児休業制度の普及推進に向けた各種セミナー等の開催

基本目標Ⅱ 子どもが健やかに育まれるために

Ⅱ-1 健やかな心が育まれるための支援

◇ 子どもの人権尊重・健全育成

[主な取り組み]

- ・ 「いのちを育む教育」の推進
- ・ 子ども健康教育相談・健やか教育相談
- ・ スクールカウンセラー等の配置

Ⅱ-2 子どもが健康に育つための支援

◇ 生活習慣の基礎づくり

[主な取り組み]

- ・ 乳幼児健康診査（4か月、10か月、1歳6か月、3歳）
- ・ 食育教室や離乳食教室等の開催

◇ 疾病予防や小児医療の充実

[主な取り組み]

- ・ 予防接種事業
- ・ フッ化物洗口事業
- ・ 乳幼児医療・子ども医療費助成事業

Ⅱ-3 切れ目のない療育支援

◇ 障がいの早期発見・相談・支援

[主な取り組み]

- ・ 乳幼児発達医療相談会の開催
- ・ 発達障がい児等を養育する保護者を対象とするペアレント・トレーニングの実施
- ・ いわきっ子入学支援シートの活用による切れ目のない支援

Ⅱ-4 確かな人間力を育む教育の推進

◇ 家庭教育・学校教育の充実

[主な取り組み]

- ・ 家庭教育講座の開催
- ・ 「学びの習慣づくり」推進事業
- ・ 生徒会長サミット事業

基本目標Ⅲ

支援を必要とする子どもとその家庭のために

Ⅲ-1 児童虐待防止対策の推進

◇ 児童虐待防止対策の推進

[主な取り組み]

- ・ 家庭相談員等の配置
- ・ 要保護児童対策地域協議会の開催

Ⅲ-2 子どもの貧困対策の推進

◇ 子どもの貧困対策の推進

[主な取り組み]

- ・ 幼児教育・保育の無償化
- ・ 保育所等が行う実費徴収への補足給付
- ・ 生活困窮世帯等を対象とした子どもの学習支援

Ⅲ-3 ひとり親家庭等への支援

◇ ひとり親世帯・障がいのある子どもとその家庭への支援

[主な取り組み]

- ・ ひとり親家庭や重度心身障がい者への医療費給付事業
- ・ 児童扶養手当、特別児童扶養手当
- ・ 父子母子福祉手当、重度心身障害児童福祉金

基本目標Ⅳ 子育てを地域全体で支えるために

Ⅳ-1 共創による子育て支援

◇ 子育てに関わる地域活動や相互支援の推進

[主な取組み]

- ・ ファミリー・サポート・センター事業
- ・ 学校・家庭・地域パートナーシップ推進事業

Ⅳ-2 子育て支援に関わる人材の育成

◇ 子育て支援に関わる人材の育成

[主な取組み]

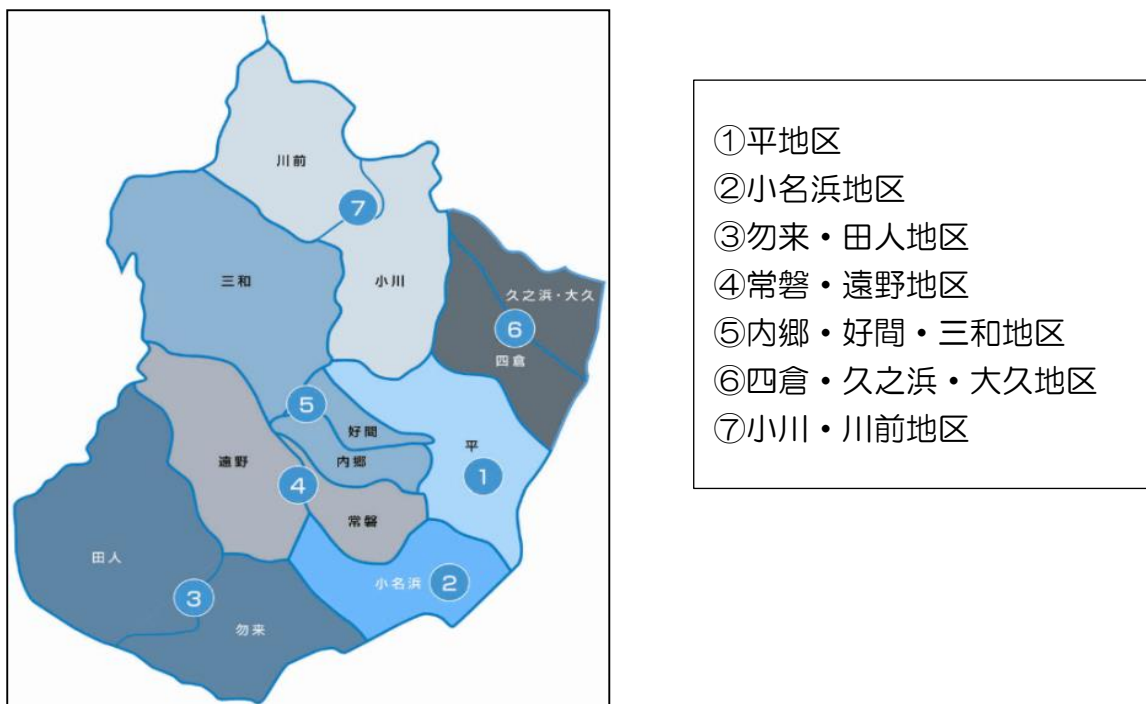
- ・ 潜在保育士復職支援研修会の開催
- ・ 子育て支援員研修事業

第5章 需給計画

1 制度の概要

(1) 教育・保育提供区域の設定

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める「教育・保育提供区域区域」は、保健福祉等の申請・相談窓口となっている地区保健福祉センター単位（7区域）に設定。



(2) 事業等ごとの区域設定

■教育・保育施設及び地域型保育事業の区域設定

認定区分	区域
1号認定～3号認定 (幼稚園・保育所、認定こども園、地域型保育事業)	7区域

■地域子ども・子育て支援事業の区域設定

認定区分	区域
利用者支援事業 地域子育て支援拠点事業 妊婦健診 乳児家庭全戸訪問事業（いわきっ子健やか訪問事業） 養育支援訪問事業 子育て短期支援事業 ファミリー・サポート・センター事業 一時預かり事業 延長保育事業 病児・病後児保育事業 放課後児童クラブ	7区域
実費徴収に係る補足給付事業 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	全市

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制・進捗管理

- 市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議）において、点検・評価を実施。
 - ・ 「需給計画」は、施設・事業の認可状況や利用状況、整備状況等を踏まえながら、必要の都度、見直しを実施。
 - ・ 個別の取組みについては、毎年度、点検・評価・見直しを実施。